

# 人事委員会へ春闘要求を提出 給与勧告について申し入れ

市労連は、3月28日に芝原人事委員会委員長ほか人事委員会代表に対し、2024年度の給与勧告についての要求書を提出しました。これに対し人事委員会は、経済情勢や今春闘の状況にふれながら、職員の労働基本権制約の代償機関として、その使命を全うしていくとの考え方を示しました。これに対し市労連は、昨年の賃金改定をふまえ検討するよう申し入れました。

市労連 2024年度の給与勧告について、要求書を提出する。

当局 職員の皆さまにおかれましては、市民福祉の向上のため職務に精励していただいていること、また、1月1日に発生しました能登半島地震における被災地支援に対し、大変ご尽力いただいていることを、心より感謝申し上げます。

ただいま、「2024年度の給与勧告について」のご要請を承りました。

経済の情勢について、3月に発表されました政府の月例経済報告においては、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」との判断が示されております。

春闘の状況については、大手企業を中心に満額回答が相次ぎ、高水準での賃上げの動きがみられました。2024年の春闘は「賃金と物価の好循環」を実現するための正念場と位置付け、政府、経済界、労働界ともに取り組んでいる中、今後、賃上げの動きが中小企業にどこまで波及できるかが焦点になるとされています。

いずれにしましても、今後の春闘全体の結果を注視していく必要があると考えております。

職員の給与の決定については、「民間準拠方式」が基本であると考えており、精確に地域の民間給与水準を反映できるよう、本年の民間給与実態調査に臨みます。

給与以外の諸課題につきましても、職員の皆さまが、安心して職務に励み、意欲や能力の向上を図っていくことができるよう、真摯に検討していきます。

私どもといたしましては、皆さまのご意見をお聞きしながら、職員の労働基本権制約の代償機関として、その使命を全うして

いきたいと考えております。

市労連 昨年の交渉では、全世代の賃上げになりませんでした。較差が出れば、全ての職員に配分されるべきだと考えます。人事委員会として昨年の結果も踏まえ、よく検討していただきたい。

2024年3月28日

神戸市人事委員会  
委員長 芝原 貴文 様  
神戸市労働組合連合会  
執行委員長 北川 学

## 2024年度の給与勧告について

神戸市に働く職員の賃金・労働条件の改善に努力されている貴委員会に敬意を表します。

さて、昨年から続く資源価格の高止まりや円安進行により物価は高騰し続けており、実質賃金が低下し続けている実態は、職員の生活にも大きな影響を与えています。厳しい状況が続く中、職員が市民の期待に応え、より質の高い地域公共サービスを確実に提供していくためには、積極的な賃金の引上げ及び労働条件とともに職員の確保が不可欠です。

2024春闘は、経済・賃金・物価が安定的に上昇する経済社会に転換を図る正念場として、物価上昇を上回る持続的な賃上げをめざすことを基本スタンスに、「働くことを軸とする安心社会」に向け、格差是正と分配構造の転換に取り組んでいます。

こうした情勢のもとで、私たちは組合員の切実な要求を集約し、2024年度の賃金引き上げ・労働条件改善について別紙のとおり市長に要求します。あわせて貴

委員会に対しても公民比較の抜本的な改善などについて下記のとおり要求します。この要求を実現するために、政府等からの圧力を乗り越え、職員の生活を守る立場で、毅然とした勧告を行い、その完全実施のために貴委員会の存在をかけて努力し、労働基本権制約の代償措置としての使命を果たされるよう強く要請します。

## 記

- 労働基本権制約の代償機関として職員とその家族の生活を守る立場で、公民比較の抜本的な改善を行い、賃上げを中心に市労連の対市要求を実現する方向で勧告を行うこと。  
なお、給料表の国公対比不足分を改善するため、国・他都市を上回る勧告を行うこと。
- 作業方法をはじめ勧告内容に対する政府・総務省の不当な干渉を排除し、同時に国の公務員制度改革や給与構造改革の動向に追随することなく、中立機関としての独立性を堅持すること。
- 民間給与実態調査及び公民比較については、次のとおり改善すること。
  - 比較対象規模を50人以上とした調査比較方法を止め、従前の比較企業規模に戻すこと。また、団体交渉によって賃金・労働時間を決定している事業所を調査対象とし、「会社更生法等の適用企業」は調査対象から除外すること。
  - 比較対象職種は、行政職(一)表関係職種とすること。
  - 公民比較の対応等級の取り扱いを改善すること。
  - 特別給の勧告の取り扱いについては、公民比較の職種を行政職(一)表関係職種とし、比較給与の取り扱いを改善すること。
- 地域手当については、本給繰り入れを基本に改善するよう努力し、人事院に対しても大都市事情の反映に努めること。

また、諸手当の改善については、公民較差及び民間実態を踏まえ、国の動向に追随することなく、これまでの交渉経過を尊重して対応すること。

- すべての職場で完全週休2日制を実施できるよう必要な措置をとること。また、年間総労働時間の短縮については、政府目標である年間総労働時間1,800時間達成のため、週労働時間を37時間30分、日労働時間を7時間30分とするよう勧告すること。また、時間外労働の上限規則の順守及び実効性のある施策を推進すること。
- 職場の労働環境を改善するため、労働安全衛生の充実に努めるとともに、法規定を遵守する勧告を行うこと。
- 人事院勧告の早期化など公務員賃金の早期改定のための制度改正を人事院に要請するとともに、人事委員会としても早期勧告に努力すること。
- 公務員制度改革に当たっては、労使協議による民主的な改革と市民サービスにおける主要な担い手としての地方公務員の特性を守るよう、大人連や国の関係機関に働きかけること。
- 公務職場における男女平等の実現を人事行政の重要課題として位置づけ、両立支援制度の円滑な活用や男女間待遇格差の是正など、必要な施策の確立を図ること。
- 公務における高齢者雇用施策の一層の充実を図り、雇用と年金の接続を確実に保障すること。また、行政サービスが安定的に提供できるよう継続的な新規採用を行うこと。
- 人事院で検討されている「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」については、国の制度を画一的に強制することなく、神戸の自主性・独自性を尊重し、十分な協議に基づいて対応すること。

以上